平成２５年（フ）第１２８０号
福岡県糸島市二丈深江2035―１―705、住民票上の住所福岡市西区大字西浦1242番地１
債務者　木戸　真彦
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９１号
福岡県糸島市前原駅南１丁目24番10―102号
債務者　嶋崎　美香
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０５号
福岡市西区壱岐団地30番504号
債務者　日野　昭子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０９号
福岡市西区生の松原２丁目１番58―203号
債務者　大屋はづき
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１９号
福岡市博多区神屋町６番16号
債務者　松野　祐二
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２９号
福岡市東区土井２丁目35番12号
債務者　森　　善光
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５１号
福岡県古賀市舞の里４丁目９番５号
債務者　城野　良平
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００号
北海道伊達市長和町459番地１　長和団地１―107号、前住所神奈川県中郡大磯町東小磯317番地14
債務者　今野　由一
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住３―506号
債務者　平清水博之
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２２３号
盛岡市上堂３丁目８番25号　ビーハウスＡ―202号
債務者　櫻　　静枝
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２２７号
盛岡市南大通２丁目10番10―201号
債務者　仁昌寺定實
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４９５号
仙台市太白区南大野田７番地の１　ライオンズマンション富沢206
債務者　大城美賀子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１１号
仙台市若林区大和町５丁目32番９―412号
債務者　畑山　智彦
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
仙台市青葉区中山１丁目４番１号　メゾンド中山208
債務者　木戸　貴子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２８号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅７―1301
債務者　中野　雄一
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２９号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅７―1301
債務者　中野　明美
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
宮城県名取市飯野坂２丁目２番52―１号　ロイヤルヴィレッジ名取Ｉ番館202号
債務者　柴野　幸子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係